議案第１０８号

長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例（平成16年長野市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第４条第１項に規定する路線の」を「デマンド運送を行う」に改める。

第８条第４項中「次条第１項第５号」を「次条第１項第６号」に改め、同項を同条第６項とし、同条第３項中「長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第９号。以下「支所設置条例」という。）」を「支所設置条例」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、デマンド運送を行う市バス等の運行区間の一部が定期路線運送を行う市バス等の運行区間の一部と重複するときは、当該重複する運行区間におけるデマンド運送を行う市バス等の乗車又は降車を制限することができる。

３　市長は、浅川・芋井線において、次の各号のいずれかに該当するときは、市バス等の乗車又は降車を制限することができる。

(1) 乗車する停留所又は降車する停留所の一方が長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第９号。以下「支所設置条例」という。）別表に掲げる浅川支所の所管区域（以下「浅川地区」という。）内の停留所（上松五丁目及び檀田二丁目にある停留所を含む。）であり、他の一方が大字茂菅、大字長野大門町又は戸隠豊岡にある停留所であるとき。

(2) 乗車する停留所又は降車する停留所の一方が支所設置条例別表に掲げる芋井支所の所管区域（以下「芋井地区」という。）内の停留所であり、他の一方が上松五丁目又は檀田二丁目にある停留所であるとき。

(3) 乗車する停留所又は降車する停留所の一方が上松五丁目にある停留所であり、他の一方が檀田二丁目にある停留所であるとき。

(4) 乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが大字茂菅、大字長野大門町又は戸隠豊岡にある停留所であるとき。

第８条に次の１項を加える。

７　前各項に規定するもののほか、市バス等の管理運営上支障があると認めるときは、市長は、別に定めるデマンド運送を行う市バス等の停留所間の乗車又は降車を制限することができる。

第９条第１項中第８号を第９号とし、第１号から第７号までを１号ずつ繰り下げ、同項に第１号として次の１号を加える。

(1) 浅川・芋井線　次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額

ア　乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが浅川地区内の停留所（上松五丁目にある停留所を含む。）である場合　200円

イ　乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが芋井地区内の停留所である場合　200円

ウ　乗車する停留所又は降車する停留所の一方が浅川地区内の停留所であり、他の一方が芋井地区内の停留所である場合　400円

エ　乗車する停留所又は降車する停留所の一方が浅川地区内の停留所であり、他の一方が檀田二丁目にある停留所である場合　400円

オ　乗車する停留所又は降車する停留所の一方が芋井地区内の停留所であり、他の一方が大字茂菅、大字長野大門町又は戸隠豊岡にある停留所である場合　400円

第９条第３項第４号中「受けている者」の次に「及びその介護人」を加える。

別表第１中「小田切・七二会線」を「浅川・芋井線
小田切・七二会線」に改める。

別表第３１の項中「小田切・七二会線」を「浅川・芋井線
小田切・七二会線」に、「又は第５号ア若しくはイ」を「、第４号ア若しくはイ又は第６号ア若しくはイ」に、「第２号ウ、第３号ウ又は第５号ウ」を「第２号ウ、エ若しくはオ、第３号ウ、第４号ウ又は第６号ウ」に改め、同表２の項中「第９条第１項第４号ア」を「第９条第１項第５号ア」に、「第９条第１項第４号ウ」を「第９条第１項第５号ウ」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第１に規定する浅川・芋井線に係る新条例第７条の規定による乗車の申込みその他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。